資料1

平成28年度 地方独立行政法人会計基準等の改訂について

平成28年度 第1回 地方独立行政法人会計基準等研究会

総務省

平成28年度 地方独立行政法人会計基準等の改訂について①

前回の平成25年度 地方独立行政法人会計基準等の改訂(平成26年3月)以降、下記の動きがあった。

- I. 第6次地方分権一括法による地方独立行政法人法の改正や、それに伴う政省令の改正(平成28年5月~)
- Ⅱ. 国の独立行政法人会計基準等の改訂(国の独法会計基準:平成27年1月、国大会計基準:平成27年3月)

年度	H25年度 (2013年度)	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)		H28年度 (2016年度)				H29年度 (2017年度)		
月	4 ~ 3	4 ~ 3	4 ~ 3	4	~	12	1	2	3	4	5 ~
I .第6次地方分権 一括法関連				11月:i	法律公布 政省令公 施行通知	布				4月1日: 法律施行 政省令施行	
Ⅱ.国の独立行政法人 会計基準等の動き		- i	: <mark>国の独法会</mark> 記 退職給付引当金 :月: 国大基準 ・退職給付関係	全の改訂等 文訂							
			X	月 : <mark>国 大基</mark> • 共同研究				90000000000000000000000000000000000000			
地独法会計基準		3月:基準改訂 ·不要財産納付 ·合併など			会計基準 ・会計士协		3月まで	<mark>計基準等</mark> ₹(P)∶告示))事務連 ?	₹	4月1日(P): 基準改訂 -適用	
地独法会計基準 Q&A				4月~: 会 (総務省・	\$計Q&Ai ·会計士協				8	s計Q&A策定 :パブコメ(1ヵ月)	5月(P): 公表の後、 各自適用

平成28年度 地方独立行政法人会計基準等の改訂について②

今回の平成28年度 地方独立行政法人会計基準等の改訂として、下記の主な事項の改訂を検討したい。

- I. 平成29年4月1日に施行される**第6次地方分権一括法**による地方独立行政法人法等の改正や、それに伴う 政省令の改正により、制度見直しを行ったことを踏まえて、会計基準等の改訂が必要かどうか
- Ⅱ. 平成27年1月以降の国の独立行政法人会計基準等の改訂に対応して、会計基準等の改訂が必要かどうか

2 主な改訂検討事項について

I. 第6次地方分権一括法による制度見直しを踏まえた会計基準等の改訂

改訂事項	会計基準及び注解改訂	Q&A改訂	
(1)公立大学法人による 他法人への出資 関係	0	0	
(2) 公立大学法人による 大学附属の学校の設置 関係	_	0	
(3)公立大学法人による設立法人以外の者からの長期借入金及び債券の発行関係	0	0	
(4)公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人による 余裕金の運用 関係	_	_	

- ※ (1)及び(3)について、国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解を踏まえた会計基準及び注解の改訂を行う。
- → 制度改正は、国立大学法人のスキームに即した制度を公立大学法人において創設するものであるため。

Ⅱ. 国の独立行政法人会計基準等の改訂に対応した会計基準等の改訂

改訂事項	会計基準及び注解改訂	Q&A改訂
(1)企業会計上の 退職給付引当金 の取扱いの地方独立行政法人への適用	0	0
(2) 新公益法人制度への対応	0	0
(3) ソフトウェアの会計上の取扱い	_	0

第6次地方分権一括法関連の制度概要

1. 制度改正の方針

(参考)「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会報告書(概要)」 2 地方公共団体からの要望への対応 抜粋

【公立大学法人】

- 〇 同じ高等教育機関である国立大学法人と比べて、制度上、認められている 業務範囲が狭くなっている事項等が存在。
- 国立大学と同等の教育・研究環境の整備や地方創生の取組の中で人材育成や 産業創出に公立大学法人が役割を果たすためには、公立大学法人において、 より積極的な大学経営が求められる。

設立団体や公立大学法人から、以下の4項目について、公立大学法人でも行うことができるよう、制度改正要望あり。

・出資・・附属学校の設置・・長期借入金及び債券発行・・余裕金の運用

国立大学法人のスキームに即した形での制度改正を行う。

【公営企業型地方独立行政法人】

○ 公立大学法人における地方公共団体からの制度改正要望の検討に際し、公立 大学法人以外の法人類型においても共通する項目(出資、長期借入、余裕金の 運用)があることから、各項目についてニーズ調査を実施。

公営企業型地方独立行政法人について、一定のニーズを踏まえ、 財投機関債等(特別の法律により法人の発行する債券)を余裕金 の運用対象に追加することができるよう、制度改正を行う。

2. 制度改正の概要(平成29年4月1日施行)

公立大学法人の制度改正

(1)公立大学法人による他法人への出資

- 公立大学法人でも国立大学法人と同様に、大学の教育 研究の活性化や新産業の創出等に寄与することが重要。
- 出資の限度を超えて大学側に損失が生じるリスクが 低いと考えられる特定大学技術移転事業を実施する者 については、設立団体の長の認可のもと出資を認める。

(3)公立大学法人による長期借入金及び債券発行

- 公立大学法人でも国立大学法人と同様に、大学自らの イニシアティブによる施設整備の取組への機運が高ま るとともに、設立団体の財政事情に左右されない安定 的な財源確保が重要。
- 事業収入や移転後の土地売却収入等で<u>償還財源を賄う</u> ことができるものに限り、設立団体の長の認可のもと 長期借入金等を認める。

(2)公立大学法人による大学附属の学校の設置

- 〇 学長のリーダーシップのもと、一体的な教育研究組織 としての効率的な運営を可能とし、地域の特性やニー ズを活かした教育を行うことが重要。
- 大学の教育研究上の目的を達成するため、との位置 づけを明確にした上で、公立大学法人による大学附属 の学校の設置を認める。

(4)公立大学法人による余裕金の運用

- O 公立大学法人でも国立大学法人と同様に、自助努力 により経営基盤の強化を図ることが重要。
- 国立大学法人での取扱いを踏まえ、**安全資産の範囲** で運用の対象となる有価証券の範囲を拡大する。

公営企業型地方独立行政法人の制度改正

公営企業型地方独立行政法人による余裕金の運用

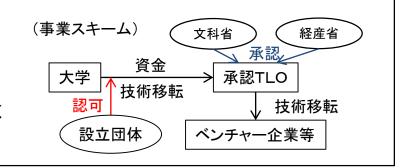
- O 財投機関債等は、財政融資資金を利用する公共的機関が 発行する債券であること、多くの独立行政法人が運用対 象としていることから、比較的確実性の高い債券と認め ることが可能。
- 財投機関債等(特別の法律により法人の発行する債券) を運用対象に追加。

1. (1)公立大学法人による他法人への出資

1. 制度概要

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に基づく文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けた特定大学技術移転事業を実施する者(承認TLO)に対しては、設立団体の長の認可のもと、出資を可能とする。

※ 国立大学法人が行うことができる産業競争力強化法第22条に基づく ベンチャーキャピタルに対する出資については、公立大学法人に おいては可能としていない。



2. 会計基準等の改訂要否 (→ 改訂が必要か)

- 〇 制度改正に伴い、国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解に準じた以下の点について改訂が必要か。
 - ・(会計基準第67及び注解44)

公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書における投資活動によるキャッシュ・フローの区分において、 承認TLOに対する出資による支出を計上するため、「金銭出資による支出」の科目を設ける。

- (※ 出資により取得する権利は既存の貸借対照表上の科目(「関係会社株式」等)より対応が可能)
 - ※ 国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解においては、国立大学法人による他法人への 出資に関し、産業競争力強化法第22条に基づく出資により取得した有価証券については、特別の評価 基準や評価方法等を定めているが、公立大学法人においては、同様の出資を可能としていないため、 対応する規定は不要であると考えられる。
- 〇 あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

1. (1)公立大学法人による他法人への出資(関連)

1. 関連論点

企業会計や国の独立行政法人会計等において導入されている連結税効果会計を規定する必要があるか。

- 制度改正を踏まえ、国の独立行政法人会計等の取扱いに準じた以下の点について改訂が必要か。
 - ・(会計基準第107(新設)(公営企業型第112(新設))) 連結法人の法人税等について一時差異等に係る税金の額を期間配分する、など連結税効果を適用する 旨を記載する。

1. (2)公立大学法人による大学附属の学校の設置

1. 制度概要

大学附属の小学校、中学校、高等学校等の設置を可能とする。

- 〇 国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解において、大学附属の学校に係る基準等は規定 されていない。
 - ※国立大学法人実務指針においては開示すべきセグメント情報の区分として附属学校が規定されている。
- 公立大学法人においても、会計基準及び注解については特段の対応は不要か。
- 〇 国立大学法人における実務指針に対応するQ&Aにおいて、国立大学法人と同様、開示すべきセグメント 情報の区分として附属学校を規定してはどうか。

1. (3)公立大学法人による設立法人以外の者からの長期借入金及び債券の発行関係

1. 制度概要

- 事業収入や移転後の土地売却収入等で償還財源を賄うことができるものに限り、設立団体の長の認可のもと、設立法人以外の者からの長期借入金を可能とする。
- 上記と同様のものに限り、設立団体の長の認可のもと、当該公立大学法人の名称を冠する債券の発行を可能とする。

- 〇 制度改正に伴い、国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解に準じた以下の点について改訂 が必要か。
 - ①(注解8)債券の発行に要した費用について、繰延資産とせず費用計上することを明確化する。
 - ② (会計基準第15, 第16、第55及び第57) 公立大学法人の貸借対照表における負債の区分において、発行した債券に係る額を計上するため、「公立大学法人債」及び「債券発行差額」の科目を設ける。
 - ③ (会計基準第77) 「公立大学法人債」について、附属明細書として「公立大学法人債の明細」を作成することを定める。
 - ④ (会計基準第88 (新設)及び注解51) 「債券発行差額」について、会計処理の基準等を定める。
 - ⑤ (会計基準第67及び注解45) 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書における財務活動によるキャッシュ・フロー区分において、 債券に係る収支を計上するため「債券の発行による収入」及び「債券の償還による支出」の科目を 設ける。
 - ※ 公立大学法人において既に設立団体からの長期借入金は可能であり、対応する会計基準等が整備されている。 今回可能とした設立団体以外の者からの長期借入金については、設立団体からの長期借入金と会計上の扱いが 同様であるため、会計基準及び注解における新たな対応は不要であると考えられる。
- あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

1. (4)公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人による余裕金の運用について

<u>1. 制度概要</u>

【公立大学法人】

余裕金の運用の対象として、安全資産の範囲内で、特別の法律により法人が発行する債券、金融債、 社債等を追加する。

【公営企業型地方独立行政法人】

余裕金の運用の対象として、財投機関債等(特別の法律により法人の発行する債券)を追加する。

- 国の独立行政法人会計基準及び注解、国立大学法人会計基準及び注解において、余裕金の運用の対象となる個別の有価証券を特定して規定することはされていない。
 - ※ 「有価証券」や「その他の債券」のように一般的な規定が設けられている。
- 公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人の現行の会計基準及び注解においても同様の扱いが されており、今回特段の対応は不要か。

Ⅲ.(1)企業会計基準上の退職給付引当金の取扱いの地方独立行政法人への適用

1. 検討概要

企業会計基準の改訂(平成24年5月17日公表)を踏まえ、企業会計上の退職給付引当金の取扱いを 地方独立行政法人に適用することについて検討する必要がある。

- 〇 企業会計基準及び国独法並びで、地方独立行政法人に下記の退職給付引当金の取扱いを適用することが必要か。
 - ① (会計基準第36 (公営企業型第36))
 - 「未認識過去勤務債務」を「未認識過去勤務費用」に名称変更。
 - ・連結貸借対照表上における未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の遅延認識の取扱いを 明記。
 - ・未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の遅延認識について、「費用処理」と「償却」の 単語が用いられていたことから、「費用処理」に統一。
 - ・退職給付債務の割引計算における割り引く期間を退職給付の支払見込日までの期間に変更。
 - ② (注解30及び31 (公営企業型注解34及び35))
 - ・退職給付債務及び勤務費用の算定方法を企業会計基準に合わせる(退職給付見込額の期間帰属方法、割引率)。
- あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

II. (2) 新公益法人制度への対応

1. 検討概要

新公益法人制度では、法人の類型が新たに定義(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益 財団法人)されているため、記載を改めることについて検討する必要がある。

- 〇 以下の形式的修正が必要か。
 - ・(会計基準第119及び注解78(公営企業型第124及び注解84)) 地方独立行政法人法会計基準においても、新たな法人類型(一般社団法人、一般財団法人、公益社団 法人、公益財団法人)に基づく記載について形式的修正を行う。
- あわせてQ&Aについても該当箇所の改訂が必要か。

Ⅲ. (3) ソフトウェアの会計処理の扱い

1. 検討概要

地方独立行政法人会計基準第8では、サービス提供能力が期待される資源は、独立行政法人の資産を構成するものとされているが、注解20ではサービス提供能力についての記述がない。営利を目的としない地方独立行政法人の性格を踏まえ、行政サービスの提供能力があるかどうかという観点から資産性を認めるか検討する必要がある。

2. 会計基準等の改訂要否 (→ 改訂は不要か)

- 地方独立行政法人の資産の定義は会計基準第8(公営企業型第8)で明らかにされているとおりであり、ソフトウェアの資産性の有無は当該規定に基づいて判断されるものである。注解20(公営企業型注解24)の規定は、運営費交付金等を財源に取得した行政サービスの向上が期待されるソフトウェアの資産計上を否定するものではないことから、会計基準の見直しは不要か。
- ただし、実務上明確化しておく必要があると考えることから、Q&Aにおいて、サービス提供能力の向上が期待されるソフトウェアについては会計基準第8(公営企業型第8)の規定に照らして資産計上を判断するべきものであることを明確化することが必要か。

第8 資産の定義

- 1 地方独立行政法人の資産とは、過去の取引又は事象の結果として地方独立行政法人が支配する資源であって、それにより<u>地方独立行政法人のサービス提供</u> 能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。
- 2 資産は、固定資産及び流動資産に分類される。
- 3 地方独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならない。

<注20> ソフトウェアについて

- 1 ソフトウェア(コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等をいう。以下同じ。)を用いて外部に業務処理等のサービスを提供する契約等が締結されている場合のように、その提供により将来の収益獲得が確実であると認められる場合には、適正な原価を集計した上、当該ソフトウェアの制作に要した費用に相当する額を無形固定資産として計上しなければならない。
- 2 法人内利用のソフトウェアについては、完成品を購入した場合のように、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、当該ソフトウェアの取得に要した費用に相当する額を無形固定資産として計上しなければならない。
- 3 機械装置等に組み込まれているソフトウェアについては、原則として当該機械装置等に含めて処理する。